

お 知 ら せ

平成19年10月15日市町村受付分から確認申請書の
必要書類に消防用図面1部が追加されました。

平成19年6月20日に施工されました改正建築基準法に伴い申請書等の差し替え・訂正が所定の手続きを経られた場合を除き認められなくなったことから、消防同意段階での訂正についても認められないこととなり、関係機関と対応を協議してまいりましたが、消防用図面を別途追加していただき対応することになりました。

つきましては、確認申請書の必要図書として消防用の図面が追加されましたので、よろしく申し上げます。

従来より消防に図面を提出していた場合は、その取り扱いについて消防に確認してください。

なお、消防用図面は、構造計算書を除き確認申請書（正・副）と同じものを用意して頂くこととなりますが、事前に消防と協議し、必要図面を調整することは可能です。

また、上記に関連し、従来行っていた副本の支庁交付、設計者等による市町村から支庁への持ち回りは廃止しますので、ご注意ください。

上記について、ご不明な点等ございましたら、下記までご照会ください。

北海道建設部住宅局建築指導課建築基準グループ

TEL 011-231-4111（内29-477）

FAX 011-232-0147

北海道石狩支庁産業振興部建設指導課建築住宅係

TEL 011-204-5833（係直通）

FAX 011-232-1022